

## 【目次】

1 設置の趣旨および必要性	3
(1) 和洋女子大学の沿革と教育の展開	
(2) 教育の特徴—生活科学から看護学、人文科学から国際社会学への展開	
(3) 看護学研究科設置の趣旨と必要性	
(4) 看護学研究科の教育目的・目標	
2 修士課程までの構想か、または、博士課程の設置を目指した構想か	13
3 研究科、専攻等の名称および学位の名称	14
(1) 看護学研究科	
(2) 看護学専攻	
(3) 学位の名称	
(4) 学生定員	
4 教育課程の編成の考え方および特色	14
(1) 教育課程の概要	
(2) 教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）	
(3) 教育課程・科目の編成	
(4) 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）の整合性	
5 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件	23
(1) 教育方法	
(2) 履修指導の方法	
(3) 研究指導の方法	
(4) 研究の倫理審査体制	
(5) 修了要件	
6 基礎となる学部との関係	26
7 大学院設置基準第14条による教育方法の実施	27
(1) 修業年限	
(2) 履修指導および研究指導の方法	
(3) 授業の実施方法	
(4) 教員の負担の軽減	
(5) 図書館・情報処理施設などの利用方法および学生に対する配慮	
(6) 事務局の対応	
8 入学者選抜の概要	28
(1) 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）	
(2) 選抜方法等	

9	教員組織の編成の考え方および特色	30
10	研究の実施についての考え方、体制および取り組み	30
11	施設、設備等の整備計画	32
	(1) 校地、施設等の整備	
	(2) 校舎等の整備	
	(3) 図書等の資料および図書館の整備計画状況等	
	(4) 情報関連等設備の整備状況	
12	管理運営および事務組織	33
	(1) 管理運営体制の概要	
	(2) 管理運営組織	
13	自己点検・評価	35
	(1) 大学としての対応	
	(2) 実施体制・実施方法・公表・活用	
	(3) 評価項目	
14	情報の公表	38
	(1) 実施方法	
	(2) 情報提供項目等	
15	教育内容等の改善のための組織的な研修等	38
	(1) FD（主として教員対象）の実施	
	(2) 教員および学生による授業評価アンケートの実施	
	(3) アクティブ・ラーニングおよび遠隔授業の導入と促進等	
	(4) SD（主として事務、技術職員対象）の実施	

## 1 設置の趣旨及び必要性

### (1) 和洋女子大学の沿革と教育の展開

#### 1) 和洋女子大学の教育理念、「自立と品性」

和洋女子大学は、1897（明治30）年に設立された「和洋裁縫女学院」【資料1】を母体とする。明治34年に「和洋裁縫女学校」と名称を変更するが、創設者の堀越千代は、女学院時代より「女子教育が近代日本の礎となる」とする信念のもとに、「自営の力の涵養」、「女子の品性の向上」を教育目標に掲げ、日本の女子教育の嚆矢として社会の声価を得た。

現在も建学時の精神に基づき、「品性のある自立した女性の育成」を教育目標とし、学生に対しては「和洋女子大学はここに集う全ての者が「自立」する力を備え、人としての「品性」を備えて行動できるように指導し、多様な社会の中核となって活躍する女性を育むこと」と説明している。

#### 2) 和洋女子大学の設立と教育の発展

「和洋裁縫女学校」は1928（昭和3）年の私立学校令により「和洋女子専門学校」に昇格した。一方、「和洋裁縫女学校」は存続し、後に和洋女子学院と名称を変更し、戦後、1947（昭和22）年に現在の和洋九段女子中学高等学校、1949（昭和24）年に和洋国府台女子中学高等学校を設立している。

和洋女子専門学校は戦後の新制大学設置基準のもと、1949（昭和24）年に女子専門学校から和洋女子大学として認可された。当時の寄附行為には、「主として女子を対象に、豊かな教養と、自立した活動に必要な専門的知識・技術を備えた、有為な社会人を育成する。さらに、学術研究の成果をあげ、社会的貢献を図る。」と記されている。女子専門学校時代より家政学の専門教育を柱とし、教養教育にも力を入れた教育体系は、現在の和洋女子大学の教育に通底するものである。

### (2) 教育の特徴—生活科学から看護学、人文科学から国際社会学への展開—

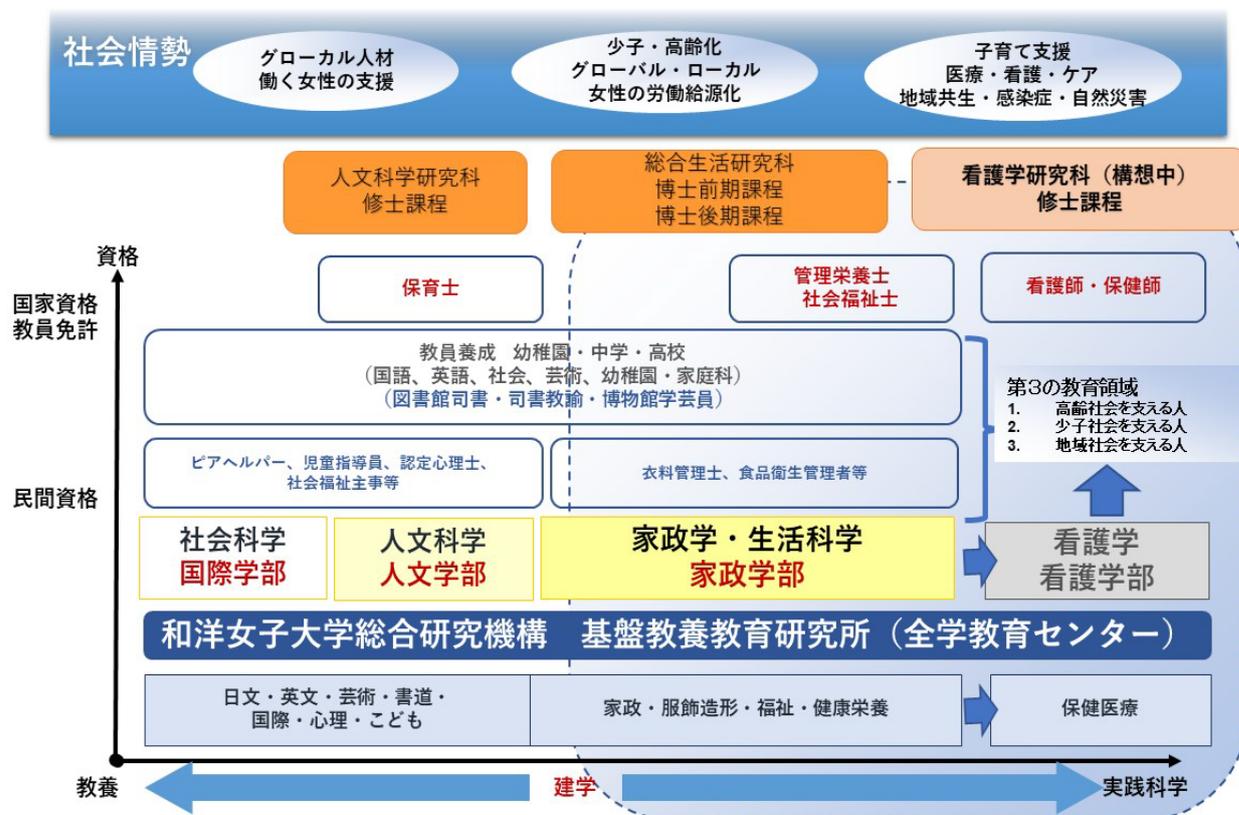
和洋女子大学は、その起源である和洋裁縫女学院の創設から2022（令和4）年に創設125周年を迎えた。新制大学設置からも73年が経過し、その間に社会の変化とともに教育課程、教育方法を見直し、常に次世代の社会を担う女性の育成に努めてきた歴史がある。

その結果、和洋女子大学は、家事学から派生した衣・食・住・福祉で構成される家政学部を生活科学領域としてその裾野を広げ、看護学教育を担う看護学部を2018（平成30）年に設置した。2022（令和4）年には完成年度を迎え、83名の看護職が巣立ち、病院、大学院等の新たな道に進んでいる。

更に、創設以来、力を注いできた教養教育を軸として、人文科学、社会科学領域を1998（平成10）年に人文学部とし、2019（平成31）年には人文学部を改組し、新たに国際学部を設置して、人文学部、国際学部、家政学部、看護学部の4学部の体制とした。そのうえで、新たに大学の教育基盤の充実と教職教育を担う全学教育センターを設置している。

また、本学はこれまで研究で社会の福祉に資するため、大学院の充実に努めてきた。2002（平成14）年に人文学部、家政学部を基礎に、人文科学研究科（修士課程）、総合生活研究科（博士前期課程、博士後期課程）を設け、2022年度には大学院創設20年を迎え、多くの研究成果と修士号、博士号を取得した修了生を多数輩出している。和洋女子大学は文系の人文学部と国際学部、そして人文科学研究科の教育・研究領域と家政学部、看護学部、総合生活研究科で構成される理系分野の教育・研究機関であり、文理融合型の女子総合大学に成長している。

図 和洋女子大学の教育ドメインの拡大模式図



### (3) 看護学研究科設置の趣旨と必要性

#### 1) 看護学部教育の高度化と充実

2018（平成30）年に設置した看護学部看護学科は、設立当初より学部教育の質を高めるために大学院の設置を計画していた。それは大学の近隣にある病院の看護職の学び直しや質の向上に資することを意味し、大学の地域貢献の一つとも考えている。また、看護学を指導できる教員を養成することは、看護学部を持つ大学の責任でもある。

一方、医療現場では、医療の高度化や入院患者の高齢化、患者の安全の確保や権利意識の向上、医療需要に応じた医療提供体制や医療機関の連携体制の構築、自然災害時医療や救急医療への対応、在宅医療をはじめとする地域における看護の対象の複雑化などから、

「看護実践能力」の強化が課題となっている。したがって、看護職にはこれまで以上に専門性の高い看護実践能力が求められている。

さらに、教育研究水準の質的な向上と、高度な看護教育への対応が求められており、看護教育研究の水準を高めるとともに、諸課題に柔軟に対応できる幅広い視野と基礎的な研究能力に加えて、高度の専門性を有した人材養成の役割を重視した大学院教育を通じた教育研究の構築が喫緊の課題である。

本学では、2022（令和4）年4月には、第1期生が臨床現場に就いており、臨床経験を経た卒業生の技術向上、研究力向上の場と機会を確保することが、本大学院が果たす役割でもある。

なお、卒業後すぐに他大学の大学院に進学している卒業生もおり、在学生のためにも大学院の設置は不可欠と考える。

さらに本学看護学部の助手は他大学の大学院に通う事例も多くあり、修士課程を設置することで、助手が学びながら学科での仕事を遂行でき、教育の質の確保、助手の負担軽減などを同時に行えるメリットがある。

これらの状況を総合的に勘案して、2024（令和6）年度に看護学部看護学科を基礎とした大学院を開設することが妥当であると判断し、設置申請することとした。そのため学部教育を基礎とした、現代社会の看護ニーズに応える研究科の設置を目指す。

また、文部科学省が推奨する大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう「学部、研究科の組織の枠を超えたプログラム」を推奨しており、本学看護学部は生活科学の領域を拡大する目的も含めて設置を進めてきており、生活科学領域である家政学部はもとより、人文科学等の既存学部との学際的な連携をしており、看護学研究科においても「臨床心理学特論」「社会福祉学特論」「臨床栄養学特論」などの関連する教育を組み入れた内容としている。

## 2) 社会・経済変動と和洋女子大学の役割

大学は、社会の流れや社会問題に、社会情勢よりひと足先に取り組むことがその使命の一つと考える。和洋女子大学の教育・研究はそうした大学の社会的使命を受け、従来の教育・研究の枠組みの維持だけに留まらず、これからの社会を担う女性に対して先進的で、深い教育と研究の機会を提供することを目指している。

また、教育・研究活動において大学が排出しているCO<sub>2</sub>を抑える取り組みは、社会の「知」の拠点として存在する大学としては前向きでなければならない。環境問題に留まらず社会の要請に教育・研究を通して柔軟に応えることが本学の社会的な役割と認識している。

具体的には、①社会の要請に本学の教育・研究における人的、物的資源を活用し、柔軟に応える体制を構築すること、②女子大学として社会のジェンダー・バイアスの解消のイニシアティブを担うこと、③自然環境の回復・維持に教育と研究を活用して取り組むことである。

こうした取り組みは和洋女子大学単体ではなく、様々なネットワークを活用する方針で進めており、地域社会への貢献は、国府台コンソーシアム、市川大学コンソーシアムの2つの地域ネットワークを介して大学の社会的責任を果たすべく取り組みを始めている。また、自然環境関係では、自然エネルギー100%大学リーグの発起に加わり、当該大学間だけではなく全国の大学との連携を進めている。ジェンダー・バイアスの解消については、全国の女子大学と連携する「女子大学連携ネットワーク」に参加し、その幹事校となってわが国の問題を社会に提起し、その解決に向けた活動を始めている。

さらには、日本の人口は減少基調となり、各職域において仕事の高度化、専門化が進み、社会人の学び直しのニーズが顕在化している。和洋女子大学でも従来の学士課程に加えて、高度専門教育ニーズに応えることが必要となっている。特に社会人などの幅広い年齢層を対象とした教育の充実を目指している。現在開設している2つの研究科に加え、2018（平成30）年に学部設置を行い2021（令和3）年度末に完成年度を迎えた看護学部の大学院教育の整備が喫緊の課題となっている。

### 3) 和洋女子大学の所在する千葉県東葛南部地域の特徴

本学のキャンパスがある千葉縣市川市は、県の北西部に位置する湾岸地域にあり、市川市・船橋市・習志野市・八千代市・鎌ケ谷市・浦安市などの千葉県東葛南部地域は人口密集地で、江戸川をはさんで東京都と接している。市川市の人口は約47万人。市の中心地区には集合住宅が立ち並び、都心で仕事をする若い就労層の流入の多い都市である。

一方、古くからこの地域に住む住民がおり、さらに高度成長期に転入して定着した第一世代の市民が高齢期を迎えており、急速な勢いで高齢化が進んでいる。旧来のコミュニティの住民間に相互扶助はあるが、転入と転出を繰り返す市民の間では企業との関係が強い傾向がみられ、自治会活動にも格差が生じている。市川市の調査、「自治会加入促進に関する提言」によれば、自治会に加入している世帯数は年々減少の傾向にあり、2018（平成30）年度は55.8%の加入状況である。

表1 自治会の加入世帯数、加入率の推移

年度	2014(平成26)	2015(平成27)	2016(平成28)	2017(平成29)	2018(平成30)
全世帯数	225,934	229,732	233,877	237,847	241,371
加入世帯数	135,566	134,058	134,632	135,588	134,627
加入率 (%)	60.0	58.4	57.6	57.0	55.8
自治会数	225	226	226	226	226
平均加入世帯数	603	593	596	600	596

資料：「自治会加入促進に関する提言」、自治会加入促進プロジェクト・チーム（令和元年8月31日、市川市民部 地域振興課）

市川市の調査結果から見て、古くから住む世代、高度経済成長期に流入した世代、仕事を求めて全国から移住した比較的若い世代の 3 世代がまとまったコミュニティとして成熟しないのは、市川市だけの事ではなく、船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・浦安市などの千葉県東葛南部地域に共通してみられる特性である。

2016（平成 28）年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン【資料 2】」（詳細は下記 URL 参照（厚生労働省））」では、子供、高齢者、障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が求められている。地域共生社会では、自助、共助を担う地域コミュニティの共助の力の向上が課題となっている。

厚生労働省が進める「地域共生社会」の背景には、人口構造の高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合う自助、共助の基盤が弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会を構築する必要がある。

また、人口減少の波は、多くの地域社会で社会経済の担い手の減少を招き、それを背景に、耕作放棄地や、空き家、商店街の空き店舗など、様々な課題が顕在化している。地域社会の存続への危機感が生まれる中、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となった。

そこで、千葉県の東葛南部地域のような環境基盤における、地域共生社会の保健・医療・福祉では、住民の健康管理・重症化予防が重要であり、保健・医療・福祉面での看護職への期待は高く、看護職にも「地域共生社会」の目指す地域づくりの視点が求められる。この全員参加型社会、つまり「我がこと丸ごと」社会の実現のため、病気や障害があってもその人が活躍できる状況を想定した環境整備ができ、マネジメントができる看護職が強く求められている。

その中でも地域医療の拠点に点在し、コミュニティの保健、医療、福祉に携わる共通専門職である本学が養成する実践的知識と技術を持った看護職への期待が大きい。特に、医療機関、福祉施設と密接につながる看護職は、地域医療・福祉のネットワークの要の人材として期待されている。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html>

#### 4) 東葛南部地域の医療の状況

本学のキャンパスがある市川市は 2 次医療圏としては東葛南部地域に属している。この医療圏の人口 10 万人当たりの医療機関数は、下表のとおり千葉県の 2 次医療圏では低い水準にある。この東葛南部地域で 400 名以上の看護職を養成している本学では、東葛南部地域の医療の質の向上に資することが求められており、看護学研究科の開設は、地域と地域の経済社会で活躍する看護職の質の向上に資するためでもある。

そこで、市川市および周辺の病院からは、本学大学院の設置について強く期待されているところである。【資料 3】

表2 千葉県 令和2年医療施設調査・病院報告の概況より

(二次保健医療圏)	病 院	一般診療所	歯科診療所
総 数	4.6	60.1	50.4
千葉	4.7	72.8	56.2
<b>東葛南部</b>	<b>3.5</b>	<b>56.4</b>	<b>49.4</b>
東葛北部	4.2	56.1	52.0
印旛	4.2	54.7	47.3
香取海匝	8.0	61.0	55.3
山武長生夷隅	5.6	62.9	48.0
安房	13.3	72.4	44.1
君津	5.9	65.0	43.7
市原	4.8	58.3	46.4

資料：千葉県 令和2年医療施設調査・病院報告の概況

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/toukeidata/kakushukousei/r02-shisetsu.html>

## 5) 地域包括ケアシステムと地域共生社会

広島県御調町（現尾道市）で始まった地域包括ケアは、医師・看護職がリーダーシップを取って福祉、介護、行政が相互連絡を取りながら利用者本人を含めたカンファレンスで支援方法を決めるもので、地域の医療・福祉スタッフの連携で無駄なく、利用者本人の意向を重視した支援を実現する取り組みを介護保険制度に組み込み現在のケアの中心となっている。

その地域包括ケアを基礎とする現在の「地域包括ケアシステム」でも、本学の看護学研究科で養成された看護職の果たす役割は多く、医療と利用者、福祉事業者の間に立ち、医療と生活の場を結ぶ存在として、また、感染予防対策など適切なケアを構築する現場のディレクターとしての役割を担うことが期待されている。

一方で、都市部においては、要援護者を取り巻く医療・福祉関係者の数が飛躍的に多く、また、医療・福祉の法人間の規模にも格差のみられる都市部においては、その都市のコミュニティに適した地域包括ケアシステムの構築が求められている。地域包括ケアシステムでは利用者に寄り添い、適切な支援で要援護者の自立を促し、介護保険財政の効率化も期待されている。こうした都市部における地域包括ケアシステムの在り方をリードするため、地域包括ケアシステムの概念を理解し、問題解決能力を有し、看護・臨床・公衆衛

生の多角的かつ学際的な視点を持つ、本学看護学研究科で養成された看護専門職が期待されている。

## 6) 少子高齢化、人口減少社会とニッポン - 一億総活躍社会の健康増進

厚生労働省の人口動態統計速報（2021（令和3）年12月分）【資料4】によると、2021（令和3）年の出生数は、842,897人で過去最少となった。出生者が減り、死亡者が増え、人口の自然増減数は▲609,392人で前年より97,531人減少している。少子化は将来の生産年齢人口の減少を招き、働き手の不足による国の経済成長を鈍らせる要因ともなる。すべての国民がその人の持てる力を最大限発揮し、活力ある社会の実現を推進する「ニッポン一億総活躍社会」の構築が急がれるのもそうした人口減少が背景にあると考えられる。

このプランでは①名目GDP600兆円、②希望出生率1.8、③介護離職ゼロを目標に設定している。この目標を達成するためには、経済活動を担う働き手世代の健康維持と増進がなければ実現できない。介護保険制度によって第2号被保険者のメタボ健診が実施されるようになったが、40代では生活習慣が定着しており、改善に時間を要する実態がある。企業にとっては従業員の心身の健康が生産性に直結するため重要な経営課題である。

つまり、地域を軸とした保健指導に加え、経済・産業の現場で壮年期の健康を支えられることが喫緊の課題である。産業社会のことを知り、そこで働く労働者に寄り添って生活習慣病に陥らない健康指導の一層の充実が必要である。近年ではプロスポーツでも医師・看護職・管理栄養士がチームで関わるようになり、ケガの予防、メンタルの管理、体力増進と維持に貢献している。

経済・産業分野にも、労働者に寄り添うメディカルスタッフは不可欠である。臨床・患者のみならず地域住民・労働者の健康維持・増進に関わる臨床現場と密接に関わり高度な看護を提供できる看護職が地域のみならずあらゆる分野から求められている。本学看護学研究科では、そうした多様な場面に応えられる実践力を備えた看護職人材を養成する。

## 7) 高齢社会における緩和ケア・看取りケアとアウトリーチ型ケアニーズ

戦後のベビーブーマー世代が今後ターミナルを迎える。医療機関、老人福祉施設だけではなく、在宅での看取りが増える。人口動態統計の速報値では、2021（令和3）年の死亡者数は、1,452,289人で、前年の4.9%増で戦後最多数となった。COVID-19のパンデミックが死亡数を押し上げたことは考えられるが、多死社会の波が押し寄せている状況である。

都市部高層集合住宅での独居、あるいは老々介護の状態にある高齢者が死亡するケースが今後増えると推計される。こうした環境では、看取りに必要な緩和ケアや看取りケアを在宅で行う在宅看護技術の高度化が求められる。

また、高齢者が居宅に引きこもらないように、看護職を主とする医療専門職が関われる高齢者の集う「地域拠点」の整備も必要とされている。例えば地域拠点には、栄養・介護・看護・生活支援などの相談を有する機能を備え、そこを拠点として看護職、介護支援専門

員等が、高齢者の住まいにアウトリーチして、問題の早期発見、解決につなげる機能を備える必要がある。そのためには病気の状況に熟知し、市民とコミュニケーションができる看護職の養成が必要となる。従来の医療的支援（医療モデル）に加えた生活支援（生活モデル）に看護の活動領域が今後急速に拡大することが見込まれる。

そこで、本大学院では、健康の有無にかかわらず、その人が望む生活を継続し、時には向上できるように、病院・施設・地域のあらゆる場において、患者・家族および地域の人々を「生活者」の視点で捉えられる高度な看護専門知識を有する看護職人材の養成を行い、地域と医療現場の要請に応えたい。

#### 8) 生活領域を組んだケアができる専門知識のある自立型看護職人材像

多様な人がその人らしく多様なままに生きられる社会は希望に満ちている。しかし、地価の高い都心部では、介護度が重くなれば、住み慣れた地域を離れ、他の地域の施設に移住してケアを受けることが珍しくない。人口の密集する千葉県の東葛南部地域では人口密度も高く、それとともに高齢、障害を問わず要援護者数が多く、地域介護力の維持は深刻な問題である。

近年、在宅ケアの対象者は急増している。具体的には、在宅療養者からの高度な医療ニーズが増えている。また、重度の障がいのある小児や精神障がいがある在宅生活者のほか、認知症高齢者や人生の最終段階を在宅で過ごすことを希望する人などである。また、生活の場においてさまざまな療養支援を必要とする人々の背景が、多様化・複雑化していることも近年の特徴である。今後、一人暮らしや高齢者世帯、老老介護、認認介護など家族介護基盤の弱体化も加わり、これらの人々への支援は、より一層重要な課題となることが予測される。

さらに、在宅医療以外にも、へき地医療や周産期医療、症状に応じて安心して子育てができる小児医療体制が整っていることを目的とした小児医療も挙げられ、個人の一生を家族の経歴、職業の経歴、居住の経歴などの様々なライフコースに対応できる高度実践能力のある看護職が求められている。

また、地域の介護力は、仕事を求めて人口が集中した都市部では、地域のケア力を育むコミュニティが個人化の進展もあり十分に整っていない現状がある。1995（平成7）年の社会保障制度審議会の勧告では「個人主義の進展」と表現され、個人の人權が尊重される社会は民主主義の原点であり、戦後の日本が目指した社会の成果として評価しながら、急速な個人化によって家族や地域の支援力が衰えて、支援から取り残される人が出ることを指摘している。

平成7年の社会保障制度審議会での「社会保障体制の再構築」の勧告には、わが国の社会保障体制は、国民の生活をより豊かにしたこともあって、健康条件を改善し、長寿化をもたらし、わが国は世界で最も長寿の国となったことが示されている。しかし、そこに生み出された高齢化や少子化などの事態の変化に対して、現在の社会保障制度が十分に対応し得ていないことも否定できないとしている。

しかも、人口構造の変化だけでなく、家族制度を始めとする社会構造の変化、経済の低成長、国際化の進展などもみられ、社会保障制度はこのような経済・社会の急速な変化に対応することが求められるとしている。

そこで、この点を一步掘り下げると、21世紀に向けてわが国が直面しているさらに基本的な問題に突き当たる。その一つは戦後における個人主義の進展である。個々人の人権が社会的に承認され、自主性が重んじられるようになり、性差別の撤廃が社会的に支持されるようになった。それは日本社会の進展として歓迎されるべきものであり、社会保障の体系の中でも、この点は十分考慮されなければならない。

しかし、我が国では、農村などにおける伝統的な家族制度と、その崩壊過程で戦前から形成されてきたより近代的な家族制度とが、重なり合いつつ解体に向かい、個人化の展開が急激であったこともあり、家族による支え合いが低下し、社会的にはしばしば他者との連関が生活の中から取り残されようとしている。個人化が進展すればするだけ、他方で社会的連関が問われ連帯関係が同時に形成されないと社会は解体する。社会保障は、個々人を基底とすると同時に、個々人の社会的連帯によって成立するものであり、今後その役割はますます重要になるといわねばならない。

また、首都圏特有のコミュニティの現状を考えると、地域共生と重層的支援を担うための専門職のネットワークの構築が不可欠であると考え。専門性の高い保健、医療、介護・福祉との橋渡しのできる専門職は看護職である。

本大学院では、地域の医療機関、福祉機関の資源を活用して、地域の保健・医療・福祉を支える主役としての役割を担える専門力とコミュニケーション力の高い看護人材の養成を行う。

### **9) 看護管理職の養成 (認定看護管理者)【資料 5】**

地域共生社会においては地域で独自に活躍のできる看護職の配置が必須であるが、病院においても医師とともに医療・福祉・地域・行政の多職種をまとめる管理業務を担える認定看護師、認定看護管理者の養成が不可欠となっている。

特に働き方改革は業務の多い病院や診療所においても求められており、看護職の業務を適正に配分し、多様な看護職が専門知識を活かして活躍し働きやすい職場の環境づくりができる看護リーダーが必要である。そうしたリーダーは一定期間の臨床経験に加え、病院管理業務に精通し、病院で働くマネジメント能力を身に付けることが求められる。

そこで、常に学び続けられる環境と高度な看護専門職が求められていることから、本学を利用しながら自己研鑽することのできる大学院の設置を本学は目指した。さらに本大学院は、様々な管理業務を担える「認定看護管理者」の養成の期待に応えるため、「認定」の条件である「看護管理」に関連する科目を配置した。

## 10) 臨床研究の遂行者としての看護職人材への期待

疾病や疾病の構造、医療技術や医薬品は日進月歩で変化している。こうした変化に応えるためには、医療機関および介護施設などの臨床現場での経験、知見、研究が不可欠であり、それを実際の臨床現場で実施可能な職種は看護職人材である。

臨床現場における研究課題について仮説を立て、帰納的にまたは演繹的に検証できる研究推進能力を備えた看護職が必要である。特に臨床データを解析し、結論を導き出せる看護研究技術（メソドロジー）の習得は特に求められる。

本学の看護研究科では、看護領域に共通して必要な疫学保健統計学など、看護臨床研究の技術を磨ける仕組みをカリキュラムに取り入れて修得する。

### (4) 看護学研究科の教育目的・目標

#### 1) 教育目的

地域の保健・医療・福祉および市川市を中心とする千葉県東葛南部地域において、地域ならびに医療機関で自立し、医療・福祉への生活支援ネットワークの要の専門職である看護職人材を養成することを目的とする。

そして、社会、地域を取り巻くさまざまな課題に看護専門職として主体的に取り組み問題・課題解決を通じて、地域の医療・福祉に貢献する看護人材を養成するとともに、総合的な調整能力とリーダーシップ能力とコミュニケーション能力を備えた看護専門職者、看護管理者、看護研究者・看護教育者の人材を育成する。すなわち、

- ①地域医療を支える質の高い看護実践者
- ②高い倫理観とコミュニケーション力を持ち、指導力が発揮できる看護専門職、看護管理者
- ③臨床から地域を包括する視野をもつ看護研究者および看護教育者を育成することを目的とする。

#### 2) 教育目標

看護実践の具体的諸課題に焦点をあて、その問題解決能力および実践の場においてリーダーとして活躍できる能力のある人材を育成する。教育目標は以下の4つである。

- ①看護職としての高度かつ幅広い専門性を備え、自らが関わる組織あるいはコミュニティにおける課題解決のための方略を探求することができる能力
- ②時代のニーズに応えるため広い視野を磨き、妊娠・出生・乳幼児期から老年期までのライフコースに寄り添ってケアの対象者を支援し、課題を解決できる能力
- ③地域包括ケアシステムおよび産業看護・公衆衛生において、心身両面からの健康維持と向上を支援し、専門職間連携に関する視点を看護学に応用した研究課題に取り組む能力
- ④組織やチームにおいて統括する能力を備え、組織の将来を見据え創造的に提言できる高いマネジメント能力および倫理的実践能力

### 3) 学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)

地域・社会を取り巻く様々な健康課題に主体的に取り組み地域・医療・福祉に貢献する看護人材を育成する。高い問題解決能力、倫理観、コミュニケーション能力を備えた看護実践者、看護管理者、看護研究者、看護教育者を育成する。

本研究科を修了するには必要な単位を修得し、以下の5つの力を身につけた者に「修士(看護学)」の学位を授与する。

1. 看護実践上の課題を見出し、研究を計画・実施し、課題解決のための方略を探求する能力。
2. 専攻する分野の看護における課題を、知識と経験から得た根拠に基づき、分析し解決する能力。
3. 高い倫理観をもち、多様な倫理的課題に対応できる能力。
4. ケアの対象者および多職種の持つ多様な価値観や背景を理解し、コミュニケーション能力を活かして、リーダーシップを発揮し、連携・協働を推進する能力。
5. 看護の質の改善に向けて取り組み、看護学および地域社会の保健・医療・福祉の発展に寄与できる能力。

### 4) 本研究科修了生の進路【資料 6】

本研究科修了生は、高度な専門的知識・技術の習得に励み、研究課題として取り上げた学術的課題に対して、先行する研究成果との相違や新たな解決策等を提案して、その効果を検証、実務への応用など実践に即した研究を行うことから、その能力を生かして、高度専門職業人、看護専門職として、病院をはじめ保健医療福祉施設等で、職場のリーダーや中堅管理職として、臨床現場の業務および実践教育の課題改善の役割を担い、地域医療および地域包括ケアシステムへの貢献が期待される。

更には、地域保健医療計画等で、国・地方公務員(研究職、市町村の健康政策、保健行政担当)、健康増進・予防の企画・立案などの地域医療コーディネーター、教育機関等では、教育者および研究者として活躍することが期待される。

## 2 修士課程までの構想か、または、博士課程の設置を目指した構想か

本大学院の目標および将来構想は、近年顕著となった少子高齢化がもたらす社会変化や、相次ぐ自然災害や新感染症への危機管理対応から、看護師と医療従事者が協働する地域包括ケアシステムの枠組みの導入をもたらした。すなわち従来の医療とは大きく異なる医療提供体制(医療介護総合確保推進法)【資料 7】の確立が時代の要請であり、厚生労働省も持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進を目的として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、現代医療は大きな変換点に直面している。

そこで、本学の看護学研究科の教育の柱は、高い実践的能力で、在宅医療や介護等を支

え、またそうした人材教育の育成にも関わる看護職の養成であり、修士課程の設置認可後には、修士課程教育の進行状況等をみながら、看護分野のさらに高度な看護管理者、研究者、教育者の養成について、博士課程（博士後期課程）までの設置を検討していく。

### 3 研究科、専攻等の名称および学位の名称

本研究科は、本学の看護学部の教育を踏まえて修士課程を設置するものであり、研究科名は看護学研究科とする。専攻名は、「看護学専攻」とし、学位の名称は括弧書きで専攻分野を付記して「修士（看護学）」とする。

#### (1) 看護学研究科

(Graduate School of Nursing)

#### (2) 看護学専攻

(Division of Nursing Studies)

#### (3) 学位の名称 修士（看護学）

(Master of Nursing)

#### (4) 学生定員

入学定員は6名、収容定員は12名とする。

### 4 教育課程の編成の考え方および特色

#### (1) 教育課程の概要

本研究科の教育課程は、教育目的および教育目標並びに以下に示すカリキュラム・ポリシーに基づき「共通科目」と「専門教育科目」に分かれ、後者はさらに「基盤看護学領域」と「広域看護学領域」に分類され、3つの科目区分で構成する。主要な看護領域を揃え、「チーム医療特論」「地域包括ケア特論」「地域看護学特論」「産業看護学特論」「健康医療政策学」といった地域社会における看護学を個別にカリキュラムに組み入れた。

さらに、総合大学の利点を生かし、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう「学部、研究科の組織の枠を超えたプログラム」を、文部科学省も推奨しており、人文科学等の既存学部との学際的な連携により、看護学研究科においても関連領域として「臨床心理学特論」「社会福祉学特論」「臨床栄養学特論」を組み入れた。これらによって、網羅性が高く、それらの組み合わせで生じる創造性が期待できるカリキュラムとなっている。

- 1) 「共通科目」では、看護学における研究能力と看護実践能力の共通基盤となる基礎的素養の涵養を図るとともに、高度な看護を実践する上で基盤となる知識と研究手法をさらに高めることを目的とし「専門教育科目」「特別研究」に繋がる科目区分である。
- 2) 「専門教育科目」は「基盤看護学領域」「広域看護学領域」からなり、領域横断的

な知識と専門分野における研究能力・看護実践能力を深めるものであり、高度な看護の展開に向けた思考の向上や方法論を開発できる能力と地域住民・労働者の健康維持・増進に関わる専門家としての高度実践能力を目指す、教育課程編成上の柱となる科目区分である。また、「共通科目」から積み上げて「特別研究」に繋げていくものである。

3) 「特別研究」は「共通科目」「専門教育科目」を通じて修得した、幅広い視点と専門的な観点から課題を捉え、分析し解決策を考案していく能力を用いて、指導教員の研究指導を受けつつ、研究課題等を科学的に探求し、修了要件である修士論文を作成する科目として配置する。

なお、「養成する人材像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの関連図」、「教育概念図」および「カリキュラム（科目）と3ポリシーとの相関表」を資料として示した。【資料 8】

## (2) 教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学の看護学研究科では、学位授与方針であるディプロマ・ポリシーを達成するために、教育課程の編成および教育内容、教育方法、教育評価の視点から、教育課程編成実施方針（カリキュラム・ポリシー）を下記のように定める。

1. 我が国と地域の医療の発展と国民の健康と福祉に貢献しうる高度で質の高い看護を実践できる能力を携えた看護実践者を育成するために「共通科目」と「専門教育科目」を設定し「専門教育科目」はさらに「基盤看護学」「広域看護学」に細分し各看護領域の特論(主に講義)と演習を通して看護学を広く、深く学ぶ。
2. 理論と実践の双方に配慮し、講義・演習など多様な教育手法を取り入れたカリキュラムとする。
3. 健康課題を見出し、科学的根拠をもとに実践する能力を養うため、生命の尊厳と人権の尊重に基づく倫理観を身につける。
4. 人材育成の基盤となる保健・医療・福祉分野における諸課題や健康支援のあり方への理解を深め、リーダーシップ能力の醸成とともに論理的思考力を各科目の学修を通して培う。
5. 看護の対象を適切に理解し、その主体性を尊重した効果的で効率的な看護サービスを提供するための知識・観察力・判断力・コミュニケーション能力・応用能力を各科目の学修を通して培う。
6. 看護の質の向上に貢献するためのエビデンスに基づいた看護研究を推進する能力を身につけるため「特別研究」を置く。
7. 学修成果の評価については、シラバスにおいて授業科目ごとの到達目標および成績評価基準を明示したうえで、レポートや発表内容、ディスカッション内容、授業態度により総合的に行う。

### 「共通科目」

高度な看護を実践する上で基盤となる知識と研究手法をさらに高めることを目的に、①人間集団の健康を対象にした分析手法として、疫学・数量分析、質的分析をはじめとする看護研究実行能力を高めるための「研究方法Ⅰ（看護研究基礎）」「研究方法Ⅱ（看護研究応用）」「看護教育特論」「看護倫理学特論」「疫学保健統計学特論」を配置する。②研究対象の生活や行動基盤の理解力を高め、看護保健医療に関わる関連領域および社会制度を体系的に理解するための「チーム医療特論」「公衆衛生学特論」「臨床心理学特論」「社会福祉学特論」「臨床栄養学特論」を配置する。

特に看護学研究科領域の喫緊の課題である地域包括ケアと多職種連携の重要性を理解し、問題解決への基盤的指針を理解するための「地域包括ケア特論」科目を置き、看護・臨床・公衆衛生の多角的かつ学際的な視点からの理解を深める。

### 「基盤看護学領域」

高度な看護の展開に向けた思考の向上や方法論を開発できる能力を身に着けるために、小児・成人・老年のさらに高度な知識・手技を修得し、地域連携および多職種連携のための高度な知識と手技を有するリーダーを育成する。また、マネジメント能力を備える高度看護実践者の育成を主眼とした「看護管理特論・演習」を専門科目に配置する。

### 「広域看護学領域」

臨床・患者のみならず地域住民・労働者の健康維持・増進、女性のライフステージに関わる専門家としての高度看護実践者を養成する。

母性・精神・産業・地域分野のより高度な知識・手技を修得した上で、看護管理の実践者を育成するために、思考の向上や方法論を開発できる科目を置くとともに、自組織全体の運営・改革への参画、地域等、看護・保健活動が必要とされるフィールドにおいて、地域保健・産業保健、社会福祉のステークホルダーとの連携を図り、政策立案能力を有するリーダーの役割を發揮できる力を有する高度看護実践家の育成を主眼とした「健康医療政策学特論・演習」を配置する。

### 「特別研究」

看護研究の遂行能力を高めるため、実務経験や職業倫理性を考慮し、指導教員のもとで、「課題研究」に取り組む。看護の今日的課題の性質を鑑み、臨床現場や地域や職域で求められ還元性の高いテーマからグローバルな視野を育むテーマまで幅広く取り上げ、看護の質の向上に貢献するためのエビデンスに基づいた看護研究を推進する能力を持った専門家を養成する。

### **(3) 教育課程・科目の編成**

教育課程を「共通科目」「専門教育科目」に分けて編成し、「専門教育科目」には、主として特論、演習を設けた。また、修士論文を作成するために「特別研究」を設けた。

#### **1) 共通科目（必修科目）**

本研究科設置の趣旨、養成する人材像から3科目6単位を配置した。

##### **「研究方法Ⅰ（看護研究基礎）」**

看護研究の実例に触れることで、看護実践の向上に寄与する研究の意義と役割の理解へとつなげる。各領域の看護研究に触れながら、研究遂行のために不可欠となる看護研究の基礎理論を身につけ、研究費申請を含めた研究計画ならびに倫理委員会への申請書類の立案能力を高める。

##### **「研究方法Ⅱ（看護研究応用）」**

看護研究の応用力を身につけることを主眼に、質的・量的の主たる研究デザインの類型についての理解を深める。さらに、看護研究論文の批判的読解手法の習得を基軸に文献レビュー法とメタアナリシス研究手法について学ぶとともに、看護の各研究領域に特有のデザインについて理解し、多職種連携を念頭においた看護研究について幅広くプロトコルを策定できる能力を身につけ、多様な局面において看護研究を計画・遂行・報告できる応用力を身につける。

##### **「看護倫理学特論」**

医療の進歩や人々の死生観、健康に関するニーズの変化など、医療や福祉のみならず社会においても倫理的な実践力のある看護職が求められている。人々の尊厳を守り、その人らしい生を支えるために必要な倫理的知識や概念、分析方法、行動するための方策について教授・検討し、個人の能力の向上とともに組織の中で倫理的なリーダーシップを担える能力を身につける。

#### **2) 共通科目（選択科目）**

本研究科設置の趣旨、養成する人材像から8科目16単位を配置した。

##### **「看護教育特論」**

教育学の基本的原理をふまえたうえで、授業設計、授業分析、教育方略、授業評価および教育評価の特性を概説し、看護教育への適用について検討する。

さらに、看護教育の歴史、制度、対象、方法等の特性を概説するとともに、看護基礎教育におけるカリキュラムの構成、カリキュラム分析、看護継続教育、卒後教育について教授する。

##### **「チーム医療特論」**

病院・診療所・地域医療を問わず、多くの医療職がその専門性をいかんなく発揮するためには、患者とその家族を中心とした専門職の協働、すなわちチーム医療の実践が不可欠である。そこで、チーム医療の実践に不可欠な構成員の役割と機能を概括するとともに、

医師、看護師、薬剤師、管理栄養士等多職種連携に根差したチーム医療を実践する力を培う。

#### 「公衆衛生学特論」

看護実践に必要な公衆衛生学の各領域の課題について、論点整理を行う視座を身につけ、高度看護専門職としての知識を高め、臨床・地域における多職種連携に貢献できる人材になることを目指す。

#### 「地域包括ケア特論」

地域で暮らすさまざまな人々が、住み慣れた地域でその人らしく生きていくことができるよう看護の立場から地域包括ケア論を教授する。また、様々な発達段階や健康レベルにおける困難や複数分野の課題を抱え、複合的支援を必要とする対象を支援するための高度な対人支援能力を養う事を目的とした生活支援方法やケアシステムの開発を目指す。

#### 「疫学保健統計学特論」

看護研究で日常的に用いられる疫学および統計解析手法について、実例を参照しながら基礎能力を身に着けることを目的とする。そして、統計解析を遂行し、研究報告能力を高めることを目的とする。

#### 「臨床心理学特論」

臨床心理学の歴史と理念を理解し、心理アセスメントや臨床心理学理論について解説を行う。また乳幼児から高齢期までの生涯発達を通して、ライフステージにおける課題について理解を深め、その発達臨床的課題について事例等を通して解説する。さらに精神疾患の臨床的接近、発達障害についてその心理的アセスメント、心理的観察方法、心理的治療について概説し、高度専門職としての看護に活かす臨床心理学の理解を深める。

#### 「社会福祉学特論」

現代社会の特徴を理解し、現代社会の中で起きている社会福祉的事象について解説を行う。併せて社会福祉の理念や歴史、法律や制度・サービスを解説する。また貧困、子ども、高齢者、障害者、ひとり親家庭、マイノリティ等を対象に、実際に個別支援計画をたて、福祉的解決の現状とこれからの展望と理解を深める。さらにソーシャルワークの実践的方法論について解説を行い、地域社会の中で暮らす様々な人との地域共生社会の在り方について考察する。

#### 「臨床栄養学特論」

医療現場における適切な栄養管理は、傷病の慢性期、急性期いずれにおいても全身状態と局所の改善に寄与する。本講義では、栄養管理の実践につき、専門領域における今日的な臨床的課題を概説し、栄養学的観点からもリーダーシップをとれる看護師としての能力等を修得する。

### 3) 専門教育科目

専門教育科目には、基盤看護学領域（8科目16単位）と広域看護学領域（10科目20単位）を配置した。

## ①「基盤看護学領域」

### 「看護管理特論」

看護を取り巻く現状および看護管理の発展経緯を理解し、高度実践看護職および管理者としてあらゆる場での多職種との連携・協働に必要な看護管理の基本的諸理論について修得する。併せて、組織の現状分析と課題および課題解決に向けた方策について教授する。

### 「看護管理演習」

看護管理における諸理論、質の高い医療・看護を提供するための組織とその構造・管理運営方法、保健医療福祉に携わる人々および組織管理者との調整・連携、人的資源管理、ケアの質向上や看護職の資質向上のための制度や政策決定過程について議論し、国内外の現状・課題を整理する。

### 「小児看護学特論」

現代の子どもと家族が抱える健康問題を生涯発達の視点から理解し、小児看護の課題を整理する。子どもの成長・発達、健康障害、養育環境など、国内外の小児保健・看護の現状を概観し、健康課題に関する現象を解析する。子どもと家族にまつわる健康課題をアセスメントし有効な援助方法を検討するために、関連する概念および諸理論を学ぶ。授業方法は、各単元のテーマに沿って講義および演習方式で構成し、カンファレンスは学生が主体的に運営する。グループディスカッションを通して、自己の実践活動の基礎となる理論的思考を修得する。

### 「小児看護学演習」

子どもと家族に関する援助方法や実践的な支援システムなど、国内外の研究論文を精読し子どもと家族にまつわる特定課題を抽出する。関連文献の検索、論文のクリティークを実施し研究課題を見出すとともに代表的な研究デザインを学び、先行研究の理論的基盤に基づき文献レビューを作成する。さらに、小児看護に関連する学術集会に参加し最新の知見を踏まえて自己の研究課題を追求するための研究計画を展望する。

### 「成人看護学特論」

成人期にある健康障害を抱えた人々の理解、及びそのような人々への看護の基盤となる理論、概念および看護実践に必要な方法論について学ぶ。その上で、成人期にある人が自らの能力を最大限発揮でき、健康の回復、慢性疾患との共存、自らが望む人生の最後を過ごすための看護実践について検討を行い、理論や概念と現象を結びつけ、よりよい看護実践についての考察を深める。また、このプロセスにおいては、個人の看護実践に留まらず、看護チーム全体の看護力の向上を目指すための方策についても検討し、チームを牽引できる力を身に付ける。

### 「成人看護学演習」

成人期にある健康障害を抱えた人々への看護に関する課題について、学生がもつ課題や関心のあるテーマについて、国内外の文献検討・クリティークを行い、課題の明確化お

よび課題への取り組みについて検討する。演習方法は、学生のプレゼンテーションとディスカッションを主体として行い、自らの関心のあるテーマを追求し、発表するという体験を通して、研究者として、また、看護チームのリーダーとしての基礎的な能力を身につけることを目指す。実践的な課題の場合は、看護介入方法についてシミュレーション演習のシナリオ作成・演習の実施を取り入れ、より実践的な介入方法の検討を行う。

#### 「老年看護学特論」

老年看護を探究するうえでの基盤となる高齢社会の現状について統計調査を基に考察しそこから見えてくる看護課題について検討する。また老年看護の対象である高齢者の特徴と発達課題について教授し、老年期特有の健康課題を抱える高齢者とその家族に対する専門的支援の方法等を修得する。

#### 「老年看護学演習」

高齢者の特徴、健康問題と健康の維持・増進、疾病予防と管理、老年看護の看護課題としての認知症ケア、終末期ケア、倫理的課題としての身体拘束など老年看護が抱える様々な看護課題に関する国内外の先行文献を検討し、論文クリティークの力を培う。

### ②「広域看護学領域」

#### 「健康医療政策学特論」

健康医療政策の決定過程について健康医療政策学的視座を理解し、疾病予防対策、医療保険制度、看護師・医師・医療施設といった医療提供体制、医療評価など、種々の健康・医療に関わる制度・政策の背景並びに立案・実施、報道、社会への影響について、様々なステークホルダーの立場、関連の法令、費用負担のあり方などを学ぶとともに、実際の事例を通じて理解を深め、多職種連携・地域包括ケアにおける保健医療政策に貢献しうる能力を修得する。

#### 「健康医療政策学演習」

政策の最終受益者である住民をはじめ各ステークホルダーへの調査方法や、それを基にした政策決定から評価、修正までの各サイクルを演習する。政策決定過程に必要な統計値の推定についての理論や手技について統計学的演習を行う。政策立案に必要な文献レビュー、記者会見などのシミュレーションを行い、政策に係わる複合的な要素について理解を深める。

#### 「ウィメンズヘルス看護学特論」

ウィメンズヘルスケアの歴史的変遷や役割について理解し、様々な概念や理論について教授する。女性のライフステージ全般（思春期・成熟期・更年期・老年期）にわたる健康問題および周産期における母子やその家族の健康支援について理解し、対象のニーズに合わせた支援の在り方を科学的根拠に基づいて探究する。

#### 「ウィメンズヘルス看護学演習」

女性のライフステージについてリプロダクティブヘルス・ライツの視点でみること、各ステージの健康課題や周産期の健康について生じる現象および対象について理解を深め、出生前診断や生殖補助医療など周産期医療体制や医療倫理の課題の探究能力を修得する。

#### 「精神看護学特論」

高度精神看護実践の基盤となる多軸診断の考え方、精神症状のアセスメントについて教授する。そのうえで精神分析理論、対象関係論、セルフケア理論、認知行動療法、コンサルテーション論など、対象理解のための理論を学び、これらの理論の具体的展開方法と課題について討議する。さらに、精神障害の発生の予防的観点からリカバリーまで、メンタルヘルスシステムの現状と課題を探索し、対象に必要な援助と支援に関する高度な知識と実践の考え方および地域包括ケアについて教授する。

#### 「精神看護学演習」

メンタルヘルスの予防、ストレス対処に関する心理教育、コミュニケーションを基盤とした治療的介入技法について体験を通して介入技術を学び、治療的介入技法を探究する。

#### 「産業看護学特論」

産業保健・産業看護の内外の歴史を振り返り、また現在の社会状況や社会的要請を分析しつつ、将来に向けて、産業看護職としての普遍的な役割を明らかにする。また、産業看護の定義、産業看護に必要な理論・モデル、産業看護職の職務の特性など、産業看護を推進するための知識を理解し、そこから産業看護職としての支援のあり方、産業看護職に必要なコンピテンシーや技術、情報の取り扱いなどについて考究する。さらに、あるべき姿と現実のギャップを埋めるための課題を明確にし、自らの考えを構築できるようにする。

#### 「産業看護学演習」

産業保健・産業看護活動を推進するうえでのさまざまな知識、具体的には労働の生理的・心理的負担、人間工学の考え方と実際の適用方法、職業がん、有機溶剤中毒などの職業性疾病、高血圧、虚血性心疾患などのいわゆる作業関連疾患の成因と予防対策などについて、事例・論文の検討、クリティークを通して、特論で学んだ知識が研究テーマの絞り込みに活かせるようにする。加えて、産業保健・産業看護活動にとって特に重要な、コミュニケーション技術、コーディネーション技術、保健面接技術、ケースワークの力を、ロールプレイや議論を通して身につける。さらに保健医療情報の特徴と種類、業務分析に必要な情報処理技術とプライバシーの保護を含めた情報管理技術を修得する。授業は受講生が主体となった事例や論文のクリティーク、ディスカッションを中心に実施する。

#### 「地域看護学特論」

すべての人々が、健康障害の有無にかかわらず、その人が望む生活を維持向上できるように、病院・施設・地域のあらゆる場において、患者・家族および地域の人々を生活者の視点でとらえ、住み慣れた地域において QOL の高い生活の営みを支援するための学際的探究方法を修得する。また、コミュニティ（地域）そのものも看護の対象ととらえ、健康

で安全な地域社会の構築に寄与することを探求するとともに、実践への適応について検討する。

#### 「地域看護学演習」

特論で学んだ課題解決手法等をもとに最適な課題解決方法を検討する。さらに、研究成果の地域看護学分野における活用可能性について、現場の活動および関連文献を用いて、地域・在宅看護における理論的知識と実践との往還、課題に対する柔軟な思考能力と深い洞察力、主体的な実践能力を修得する。

4) 「特別研究」は、8単位を配置し、研究テーマを設定し、研究計画書を作成する。その研究計画書をもとに研究倫理審査を受け、研究フィールドにおけるデータ収集を行う。その後、収集したデータの分析を行い、修士論文を作成する。

#### (4) 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)と教育課程編成の方針(カリキュラム・ポリシー)の整合性

(DP1)「看護実践上の課題を見出し、研究を計画・実施し、課題解決のための方略を探求する能力」においては、まず看護実践上の課題を見出す力を有することが必要であり、

(CP4) 保健・医療・福祉分野における諸課題の深い理解と論理的思考を高めることによって達成しうる。そして、研究を計画・実施し、課題解決のための方略を探求するために、(CP2)によって理論及び実践の両面から検討する能力をもとに、(CP7) レポートやディスカッションの質を高め、(CP6) エビデンスに基づいた看護研究を推進する能力を身につけることが必要である。そしてそれらが(CP3)高い倫理的思考に基づいて行われることが肝要である。

(DP2)「専攻する分野の看護における課題を、知識と経験から得た根拠に基づき、分析し解決する能力」においては、まず専攻する分野の看護における課題を、知識と経験から得た根拠に基づき、分析し解決するために、(CP1) 各看護領域に関する理論及び実践を広く、深く学び、(CP4) 論理的に思考する能力、(CP6) エビデンスに基づいた看護研究を推進する能力を身につけることが必要である。また、知識と経験から得た根拠に基づき、分析し解決するために、(CP2) 理論及び実践の両面から検討する能力が必要である。

(DP3)「高い倫理観をもち、多様な倫理的課題に対応できる能力」においては、(CP3) 生命の尊厳と人権の尊重に基づく倫理観を身につけることで、多様な倫理的課題に対応することが可能となる。

(DP4)「ケアの対象者および多職種の持つ多様な価値観や背景を理解し、コミュニケーション能力を活かして、リーダーシップを発揮し、連携・協働を推進する能力」においては、まずケアの対象者および多職種の持つ多様な価値観や背景を理解するために、(CP5) 看護サービスを提供するための高度な知識のみならず、観察力・コミュニ

ケーション能力が必要であり、連携・協働を推進していくためには、(CP4) リーダーシップに関する能力も高める必要がある。

(DP5) 「看護の質の改善に向けて取り組み、看護学および地域社会の保健・医療・福祉の発展に寄与できる能力」については、(CP1) 各看護領域を縦断的に学び、(CP4) 論理的に思考する能力、(CP5) コミュニケーション能力を高め、(CP6) 看護の質の向上に向けて取り組み、(CP1～7) に準拠した教育課程の履修、研究活動を通じて、看護学および地域社会の保健・医療・福祉の発展に寄与できる総合的な能力を養うことが必要である。

## 5 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件

### (1) 教育方法

本研究科は、広い視野に立脚し看護分野において高度の専門性を追求し、看護学の実践的研究能力を養い、地域社会の保健医療福祉の発展に寄与できる人材を養成する。

そこで「共通科目」は、必修科目、選択科目を設け、講義科目を通して、研究の基礎能力と高度な看護を実践する上で基盤となる知識と研究手法を修得する。「専門教育科目」では、「演習」を設け、理論から研究を進める方法論の基礎を修得し、高度な看護の展開に向けた思考の向上や方法論を開発できる能力を身に着けるよう構成する。

### (2) 履修指導の方法

研究指導に当たっては、研究指導教員および副研究指導教員を置く。研究指導教員1名と副研究指導教員1名は、学生の希望と研究領域を考慮して「看護学研究科教授会(仮称)」で選出し決定する。両者は助言・指導を行い、研究課題に対応した授業科目履修や効果的な研究ができるように配慮する。また、大学院生の修学環境に対応した個別の履修計画を立てられるようにきめ細やかな助言・指導を行う。

そこで、現職で看護師資格があり、看護の専門性および研究能力を高めようとする学生、「認定看護管理者」を希望する学生、看護資格のある学部卒の学生の標準モデル、長期履修モデルの7例を「履修モデル」【資料9】として示し、学生の希望に沿った履修モデルを組めるよう体系的なカリキュラムを構築した。

### (3) 研究指導の方法

大学院生は2年次通年の「特別研究」で、専門的かつ幅広い視野で研究活動を進めていけるよう、入学後に院生の研究指導教員および副研究指導教員を決定する。複数の研究指導教員が、学期ごとに院生とともに単位取得状況と履修計画を確認し、助言・指導を行う。

また、研究指導教員および副研究指導教員はお互いに密接に連携し合い、共同して、修士論文作成に向けた文献検討、研究計画作成、研究の実施、成果のまとめと検討などの過程において、適宜院生への助言・指導を行う。研究テーマについては、研究計画の作成、研究の実施、研究成果のまとめと検討を行い、実施、論文作成、学内発表までを行い、修

士論文として完成させる。最終的には「看護学研究科教授会(仮称)」による最終審査を受ける。

#### 1) 研究指導教員の決定 (1年次4月～10月)

研究指導教員は、入学前に特別研究担当教員から受験生が希望を出し、「看護学研究科教授会(仮称)」で研究指導教員、副研究指導教員を選出し決定する。決定後院生に通知する。

#### 2) 履修計画の指導 (1年次4月～)

研究指導教員は、院生の教育・研究に必要な授業科目について、シラバスと履修モデルを参考にして、個別に院生の履修科目を指導する。

#### 3) 研究計画書の構想提出 (2年次4月～)

院生は研究計画書を研究指導教員および副研究指導教員に提出し、研究課題、研究方法、研究結果の分析方法などについて、指導教員の助言、指導を受け、研究計画書の修正を行う。

#### 4) 研究計画書の「和洋女子大学研究倫理委員会」による審査 (2年次4月～)

院生は、ヒトを対象とする研究では、ヒトを対象とする生物学的研究・疫学的研究に関する倫理委員長による審査と同委員会の承認を受ける。

#### 5) 研究の遂行・指導 (2年次4月～)

院生は、「和洋女子大学研究倫理委員会」の承認を受けた後、研究を実施する。実施に当たっては研究指導教員・副研究指導教員の指導を受ける。

#### 6) 主査・副査の決定 (2年次5月～6月)

「看護学研究科教授会(仮称)」は、院生の修士論文審査願いの提出を受けて、院生の研究に関わる主査1名、副査2名を決定し、院生に通知する。研究指導教員は主査になることができない。

#### 7) 修士論文中間発表会 (2年次8月)

院生は、中間発表会において、研究指導教員以外の教員から指摘・助言・指導されたことを受けて、研究指導教員とともに研究活動を検討する。

#### 8) 修士論文の作成・指導 (2年次10月～翌年1月)

院生は、これまでの研究成果をもとに、研究指導教員、副研究指導教員の指導のもと修士論文を作成する。

#### 9) 修士論文の審査願いの提出 (2年次1月)

院生は、研究指導教員の許可を得て、研究テーマを明記した修士論文願いを、1月の指定する期日までに「看護学研究科教授会(仮称)」に提出し承認を得る。

#### 10) 修士論文の提出 (2年次1月)

院生は1月の指定する期日までに修士論文を「看護学研究科教授会(仮称)」に提出する。

#### 11) 公開研究発表会 (2年次2月)

「看護学研究科教授会(仮称)」は、修士論文に関わる研究発表の場として、被験者の人権や研究内容の守秘義務などに配慮し、原則学内公開の研究発表会を開催する。

## 12) 修士論文審査と口述試験(2年次2月)

修士論文審査会の構成メンバーは、主査1名および副査2名とする。

修士論文審査会における修士論文審査基準は、以下の通りとする。

- ①表題の明確性と内容の一貫性
- ②研究目的の明確性
- ③研究の意義・着眼点、実践的有用性
- ④倫理的配慮を含む研究方法の適切性(目的との関連)
- ⑤データ収集・分析の適切性
- ⑥結果の提示の十分性
- ⑦考察の妥当性(結果をもとに考察し、論理の矛盾や飛躍がないか)
- ⑧論旨の一貫性、結果解釈の妥当性
- ⑨図表の不備・不足ないしは不要の有無
- ⑩文献の偏りおよび不備
- ⑪研究の独自性、独創性、有益性
- ⑫医療看護実践現場や介護福祉分野を含めた国民の健康への貢献

## 13) 修士課程修了の合否判定(2年次3月)

主査は、審査結果を「看護学研究科教授会(仮称)」に提出する。同会は、主査・副査による最終試験結果報告および論文審査、当該大学院生の単位取得状況により修士課程修了の合否を判定し承認を得る。

## 14) 修士課程修了および学位の授与(2年次3月)

学長は「看護学研究科教授会(仮称)」の判定に基づき、院生の修士課程修了を確認し、「修士(看護学)」の学位を授与する。

## (4) 研究の倫理審査体制【資料10】

本学では、学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、「和洋女子大学研究倫理規程」を定め、倫理上の問題が生じる恐れのある研究およびこれらの研究結果の公表を行う場合の留意事項および手続き等について規定している。

さらに、「和洋女子大学研究倫理規程」第12条第5項に基づき、研究者等による不正行為を防止するため、「和洋女子大学研究倫理委員会」を設置している。

なお、本学の研究倫理審査については、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第一号)に基づき、研究が倫理的、法的、社会的に適正に実施されることを確保することを目的に「和洋女子大学人を対象とする研究に関する倫理規程」を定め、本規程第4条に基づき「人を対象とする研究倫理委員会」を設置し、審査を実施している。

## (5) 修了要件

2年以上在学し、授業科目を22単位以上修得し、さらに特別研究を8単位取得の中で作成した修士論文を提出して、審査および最終試験に合格する必要がある。

## 論文指導・学位授与等スケジュール (標準修業年限(2年間)の場合)

時期	事項	概要(研究指導及び審査等)
1 年 次	4月 研究指導教員の決定	・研究指導教員は院生の希望を鑑み4月に決定し、履修計画指導を行う ・研究指導教員決定後、院生の研究内容および希望などから副研究指導教員を検討し決定する
	4月 履修計画指導	・研究指導教員は院生の教育・研究に必要な授業科目について、履修指導を行う
2 年 次	4月 研究計画書の構想提出	・院生は研究計画書を研究指導教員および副研究指導教員に提出し、助言、指導を受け、研究計画書の修正を行う
	4月 研究倫理委員会による審査	・院生は、研究倫理委員会による審査を受け承認を受ける
	4月 研究の遂行・指導	・院生は、研究指導教員・副研究指導教員の指導を受けながら研究を遂行する
	5月 主査・副査の決定	・大学院生の研究に関わる主査1名、副査2名を決定し、院生に通知する
	8月 修士論文中間発表会	・院生は、中間発表会において、研究指導教員以外の教員から指摘・助言・指導されたことを受けて、研究指導教員とともに研究活動を検討する
	10月 修士論文の作成・指導	・院生は、研究成果をもとに、研究指導教員、副研究指導教員の指導のもと修士論文を作成する
	1月 修士論文の審査願いの提出	・院生は、研究指導教員の許可を得て、研究テーマを明記した修士論文願いを提出し、承認を得る
	1月 修士論文の提出	・院生は1月の指定する期日までに修士論文を提出する
	2月 公開研究発表会	・「看護学研究科教授会(仮称)」は、修士論文に関わる研究発表の場として、原則学内公開の研究発表会を開催する
	2月 修士論文審査と口頭試問	・主査・副査は、修士論文審査基準に基づいて審査を行う
	3月 修士課程修了の可否判定	・主査は、審査結果を「大学院教授会」に提出する。同会は、修士課程修了の可否を判定し、同会で承認を得る
	3月 修士課程修了および学位の授与	・学長は「大学院教授会」の判定に基づき、院生の修士課程修了を確認し、「修士(看護学)」の学位を授与する

## 6 基礎となる学部との関係

本研究科では、学部教育を基盤に人材養成を行う。基礎となる看護学部の教育目標の「多様化する人々の健康生活のニーズに対応できる看護実践者を育成すること」に鑑み、学部における看護学を教育研究の対象学問として、さらに目的・目標を深化・発展さ

せ、探求するとともに、地域医療の向上に寄与し、医療・健康・福祉に貢献する実践的教育研究を推進し、看護職として社会的要請にこたえる看護研究科を目指す。【資料 11】

## 7 大学院設置基準第 14 条による教育方法の実施

### (1) 修業年限

標準修業年限は 2 年とする。ただし、定職を有する等の理由から、年間に修得できる単位数や研究活動・学修活動の時間が限られる大学院生については、長期履修制度（大学院設置基準第 14 条）に基づき、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了を希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認める。また、長期履修制度を適用する場合は、4 年以内で計画的な履修【資料 9】ができるものとする。なお、授業料については、標準の修業年限（2 年）に支払うべき授業料総額を、あらかじめ設定した修業年限（3 年または 4 年）で除した額を各年度に支払うものとする。

### (2) 履修指導および研究指導の方法

研究指導教員は副研究指導教員とともに、履修科目および研究活動全般について、院生の相談に応じ、学修および研究に必要な指導を行う。また、特に社会人学生個々の背景や学修準備状況等に配慮して個別の研究指導を行うなど、大学院での修学が効果的に進むように配慮する。

### (3) 授業の実施方法【資料 12】

授業科目は、平日の夜間および土曜日開講、集中講義などを組み入れ、学修しやすいように配慮した時間割を設定した。

また、年度ごとに院生の履修に無理のないよう時間割を柔軟に設定し、特に社会人には授業科目の前期・後期それぞれ勤務に支障のない範囲で学修計画を立てるよう指導する。「特別研究」は 2 年次で履修し、他の授業科目と重なりを少なくして、負担の少ない履修とする。

### (4) 教員の負担の軽減

本専攻の性格上、教員の教育領域が多領域にわたり、また学生の背景も多様であり、まず個々の学生の希望と教員の都合を集約的に管理できるよう強化し、個々の職員の負担の軽減をはかる。

各教員の開講時間帯は、特定の教員に負担が集中しないように配慮し、個々の教員に過度の負担がかからないようにする。

授業科目の開講時間など全体として教員の授業担当時間がバランスされるよう留意し、教員自身の研究時間および学生指導の時間の確保にも配慮する。

## (5) 図書館・情報処理施設などの利用方法および学生に対する配慮

図書館については、夜間の時間帯に利用する学生に対して、支障をきたさないよう授業期間および休暇期間とも専任職員を置き、平日は20時まで土曜日は16時まで開館する。図書館内の情報処理機器についても、同様に利用可能となっている。

## (6) 事務局の対応

事務局窓口については、平日は17時（教務課は18時30分）まで、土曜日は14時まで対応するほか、休暇期間や休日などに講義が行われる場合にも対応する。また、学生生活に必要な情報を提供する共通のポータルサイト（manaba）を利用して、教務連絡、履修状況管理、成績管理、授業支援（学生カルテ、アンケート、出欠管理等）、スケジュール管理などを行い、緊密に連絡できるようにする。

## 8 入学者選抜の概要

### (1) 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学看護学研究科では、本学の理念を理解し、看護学および看護実践に強い関心と探求心を持ち研究課題に主体的に取り組み、地域社会における保健・医療・福祉と看護学の発展に寄与したいという意欲を持つ学生を求める。

入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）を以下のように定める。

1. 看護学分野に関する基本的な知識・技術・態度を有し、看護学および看護実践に関し強い関心と問題意識を持っている人。
2. より深い探求心を持ち研究課題に主体的に取り組める能力を有する人。
3. 地域社会における保健・医療・福祉と看護学の発展に寄与したいという意欲を持ち、自己の考えを的確に表現するとともに他者からも学ぶ多面的で論理的な思考ができる人。
4. 看護職としての将来の展望を持ち、看護実践者、看護管理者、看護教育者、看護研究者としてキャリアを重ねたいという意欲のある人。

### (2) 選抜方法等

一般入試および社会人入試で選抜する。募集定員は6名とする。

#### 1) 出願資格

##### (1) 一般入試

次の要件のいずれかに該当する者で、かつ看護師免許取得者、または当該年度に取得見込みの者

1. 大学(学校教育法第83条に定める大学をいう。以下同じ)を卒業した者または当該年度に卒業見込みの者

2. 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者または当該年度に授与される見込みの者
3. 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者又は当該年度に修了見込みの者
4. 本学大学院が実施する個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。年齢は 22 歳以上の者

## (2) 社会人入試

次の要件のいずれかに該当する者で、かつ看護師、保健師、または助産師として 3 年以上の実務経験を有する者

1. 大学(学校教育法第 83 条に定める大学をいう。以下同じ)を卒業した者
2. 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
3. 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
4. 本学大学院が実施する個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者 年齢は 22 歳以上の者

## 2) 大学院事前相談会の実施

出願希望者には、指導担当予定教員による「入学前相談会」を下記のとおり実施する。

内 容 (予定)

- |                              |          |
|------------------------------|----------|
| ① 教育・研究内容・入学前の学修等について        | 本学担当教員   |
| ② 教員からのメッセージ                 | 看護学研究科長  |
| ③ 修学フォローアップ体制 (学生生活、研究支援体制等) | 事務職員     |
| ④ 個別相談                       | 指導担当予定教員 |

## 3) 個人相談体制

上記「事前相談会」でのフォローアップとしてメール等により、希望者はさらに修学上での不安、入学者選抜等について担当指導教員予定者との個人相談を行う。

## 4) 試験科目および選抜方法

- ① 一般入試においては、小論文・面接試験・成績証明・卒業見込み証明等の提出書類により総合的に合否を判定する。
- ② 社会人入試においては、小論文(50 点)・面接試験(50 点)により合否を判定する。

## 5) 入学者受け入れの方針 (アドミッション・ポリシー) との整合性

① 事前の出願希望者との相談により、AP の「2.」の「より深い探求心を持ち研究課題に主体的に取り組める能力を有する」および「4.」の「看護職としての将来の展望を持ち、看護実践者、看護管理者、看護教育者、看護研究者としてキャリアを重ねたいという意欲がある人材」であるかについて主として着目し相談を行う。事前相談においては入学者選抜の要素はなく、判定の参考にはしない。相談を担当した教員は相談内容を相談記録に残し、研究科担当の教員間で共有する。

②「小論文」試験では、APの「1.」の「看護学分野に関する基本的な知識・技術・態度を有し、看護学および看護実践に関し強い関心と問題意識を持っている」について主として着眼し判定する。

③「面接」試験では、APの各項目について総合的に判断するが、「2.」および「4.」、さらに、本大学院の目的の「地域社会における保健・医療・福祉と看護学の発展に寄与」するることから、APの「3.」の「地域社会における保健・医療・福祉と看護学の発展に寄与したいという意欲を持ち、自己の考えを的確に表現するとともに他者からも学ぶ多面的で論理的な思考ができる」ことに主として着眼し判定する。

④一般入試における学内進学者と学外進学者の判定の公正・公平性を期し、より客観的に評価するため、複数教員により評価シートを用いて評価する。

## 9 教員組織の編成の考え方および特色

本研究科は、「看護管理分野」2名、「小児看護学分野」2名、「成人看護学分野」3名、「老年看護学分野」2名、「健康医療政策学分野」3名、「ウィメンズヘルス看護学分野」2名、「精神看護学分野」2名、「産業看護学分野」3名、「地域看護学分野」3名を配置する。

職位別年齢構成については、教授60歳代4名、50代6名、准教授は50歳代4名、40代2名、講師は50歳代2名、40代3名で全体の年齢と職位のバランスはとれている。

学位の保有状況は、専任教員21名中15名が博士の学位を有し、各担当授業科目の内容に応じて教育・研究業績を有する者を配置している。

なお、本学の定年規程に定める退職の年齢は満65歳であるが、完成年度までに満65歳を超える2名の教員は本学採用時に、平成30年度の看護学部開設時に制定した「和洋学園就業規則（第40条第一項及び但書）」【資料13】により教育研究の継続性に支障はない。また、設置後も、准教授以下の教員が博士の学位を取得するとともに業績を積み上げ、大学院教員としての資質を備えるよう計画的に育成し、継続した安定的な教員確保ができるよう努めていく。

## 10 研究の実施についての考え方、体制および取り組み【資料14】

新設する看護学研究科を含め、学生、教員に対して、全学的な教育・研究の支援等の充実を図るため、学内組織に「研究支援課」を設置して、学内外における研究および研究費の取り扱い、並びに公的機関および企業等の外部から交付を受ける研究費等の申請等の事務支援を行っている。同課では「研究奨励費」「知的財産」「研究者情報・データベース」「大学紀要の発行・保管」さらに、図書・雑誌・視聴覚資料・情報（データベースを含む。）の選定・収集、発注・受入（寄贈を含む。）、登録・除籍および保管並びに目録情報作成などの管理運営を行い、教員のみならず学生への教育研究環境の整備と充実に努めている。

併せて、円滑な研究支援体制のため、交付を受けた研究費の学内および交付機関との連絡調整を図り、「私立大学経常費補助金（一般補助を除く。）」「研究設備等補助金」の申請等に対して、研究費の運用・管理、研究費の不正防止および研究費に関する各種相談等の教育・研究に関すること全般についての支援をしている。

具体的には、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備するため、本学の基本的な研究に対する考え方について、「和洋女子大学研究倫理規程」に「真理の探究と課題解明に努め、教育・研究機関として社会の発展に貢献する」と明示し、本学の基本的研究等に対する姿勢を定めている。

学内研究費については、「研究奨励費規程」を定め、和洋女子大学に属する全ての職位の専任教員を対象に、研究奨励費として、一般研究奨励費、個人研究費、学内共同研究費、研究成果刊行補助費の制度を設けている。所定の研究倫理教育の受講、学外研究費への応募実績等の申請条件を満たしたうえで申請し認められた者に支給している。また、研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み・規程の整備・教員および学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）・研究倫理に関する学内審査機関の整備として、学術研究が「社会の負託に応え、自立的に社会への責任を果たしていくためには高度な倫理性も要請される」との考えの下に、本学の学術研究が適正かつ公正に遂行され、持続的に社会的信頼を得るため規定の整備を行っている。

さらに、本学では「公的研究費の運営・管理を適正に行うための基本方針」として、対外的にも本学の学術研究が研究者の学問的良心に恥じることなく適正かつ公正に遂行され、持続的に社会的信頼を得ることを定めている。また、「和洋女子大学利益相反規程」、「和洋女子大学受託研究取扱規程」、「和洋女子大学共同研究取扱規程」、「和洋女子大学研究奨励指定寄付取扱規程」、「和洋女子大学産官学連携ポリシー」、「和洋女子大学知的財産ポリシー」を定め、人を支える「心」と「技術」を持って行動する人材の育成を使命とし、「社会に開かれた大学」を目指して、本学に蓄積された知的財産を産官学交流・地域社会との連携を通じて社会に還元することにより知の普及に積極的に努めている。

また、外部資金の獲得については、各種外部資金に関する情報の蓄積及び提供のほか学内にて科学研究費説明会を毎年行うとともに学内の教員に申請支援を実施している。

研究室の整備については、全ての専任教員に対して、個人研究室を配備し、各研究室には、学内LAN接続環境、電話回線、書棚、洗面台、打合せテーブル等を設置している。

さらに、研究日の設定等、研究専念時間を確保している。

その他、若手教員育成のための処遇と支援策、「TA（Teaching Assistant）制度」の導入、教員の質向上及び教育研究の発展を目的とした6ヶ月以内での国内外での研修制度を設けて実施している。加えて、大学基盤教育の強化を目的として設置されている「全学教育センター」に所属する教員に対しては、担当する校務の範囲を調整するなど、役割・責任等に応じて必要な配慮がなされている。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を積極的に図っている。

## 1 1 施設、設備等の整備計画

### (1) 校地、施設等の整備

本学は、千葉県西部に位置し、京成本線の国府台駅から 0.9 km の場所に位置し、交通の利便性が良く近隣には大学・高等学校・中学校が集積している文教地区にあり、緑豊かで静かな環境のもと教育・研究に相応しい環境にある。

現在、校地として国府台校地に 44,335 m<sup>2</sup>、校舎敷地面積にして 54,986 m<sup>2</sup>と屋内施設として体育館 6,005 m<sup>2</sup>を設けている。また、佐倉市にセミナーハウスとグラウンド (84,869 m<sup>2</sup>) を整備している。

2017 (平成 29) 年度には、国府台校地のグリーン化整備として、学生の休息場となるよう敷地全体が芝生でグリーン化され、大学に相応しい環境となった。

### (2) 校舎等の整備

本学の校舎面積は 54,986 m<sup>2</sup>であり、平成 30 年 4 月の看護学部新設に伴い、将来の大学院設置に必要なスペースも同時に確保したことから、すでに大学院設置に十分な校舎面積を保有している。校舎には、研究室・講義室、演習室、実験・実習室、メディアセンター、学長室、会議室、事務室、保健センター、学生自習室、学生控室を有し、情報処理施設と語学学習施設を備えている。また、令和 2 年国際学部の設置に伴い、従来の国際学科が使用している専用フロア「英文学・語学教育資料室、社会科学・地域研究資料室 (東館 10 階・11 階)」を国際学部専用フロア (10 階をグローバル・ラウンジ、11 階をグローバル・ラボ) として整備した。

#### 1) 講義室・ゼミナール室 (さとみ館)

講義室 (11 室) 学生ラウンジ (2 か所) 他

#### 2) 大学院生室【資料 15】

大学院生個人スペース (12 名分 机・椅子・個人ロッカー) を設置

### (3) 図書等の整備および図書館の整備状況等

#### 1) 図書等の整備計画【資料 16】

図書館の図書・資料等については、大学院設置時に図書 455 冊、学術雑誌 12 種 (内電子ジャーナル 2 種) を整備する。この他にも看護関係を図書 4,500 冊、学術雑誌 40 種 (内電子ジャーナル 6 種) を所有する。

(新規購入内訳)

図書 (内国書) 325 冊

図書 (外国書) 130 冊

学術雑誌（外国雑誌）12種（内、電子ジャーナル2種）

本研究科の教育・研究に十分に対応可能であり、開設後も教育課程等を考慮し、必要な図書等を計画的に整備していく。

## 2) 図書館の整備状況

和洋女子大学国府台キャンパスでは、図書館（学術情報センター）内の整備計画としては、平成29年度に館内を改修し、グループ学習など自由闊達に討論を行ったり、あるいは空き時間の憩いの場として利用したりできるコミュニケーションエリア（和ーなごみー）を新設し、学生の利便性を考え整備した。（面積3,673㎡、閲覧座席数400、収納可能冊数32万冊）

令和4年5月現在、277,452冊（うち和書233,055冊、洋書43,267冊、電子書籍1,130タイトル）の図書を所蔵しているほか、学術雑誌1,624種（うち和雑誌1,253種、洋雑誌359種、電子ジャーナル12種）、AV資料：CD290種、DVD588種、ビデオテープ394種、Blu-ray4種ほかを有し、校内での蔵書検索用端末468台のうち、学術情報センターには65台を設置している。

また、図書館司書を10人（うち2名は専任職員）配置し、これらの設備等の有効活用を図っている。

## 3) 図書館間の相互協力

本学図書館は、国立情報学研究所が提供する図書館間相互貸借システムと連携し、他大学との相互利用などを積極的に進めている。この図書館間相互貸借システムにより、本学図書館に所蔵していない資料について、学生等の依頼に応じて、他大学等の図書資料を調査し、文献複写・現物貸借などの相互協力サービス（ILL:Inter Library Loan）を利用して、文献複写の取り寄せ、図書の現物貸借、紹介状の発行などによって、学生等へのサービスの質の向上を高めている。この文献複写・現物貸借については、学生等が本学図書館に直接足を運ばなくても自宅のコンピューターからも図書館ホームページを開き文献複写申込等の画面から簡便に申し込みができるようにシステムを導入して利便性を高めている。

## (4) 情報関連等設備の整備状況

大学院生も利用可能な情報環境として、学内各所に無線LANスポットを設置し、貸出用のPCも用意している。

そのほか、学生生活に必要な情報を提供するポータルサイトとして、「Webポータルシステム(manaba)」を導入しており、教務連絡、履修状況管理、成績管理、授業支援（学生カルテ、アンケート、出欠管理等）、スケジュール管理などを行っている。

## 1.2 管理運営および事務組織

### (1) 管理運営体制の概要

本学の教学面での管理運営は、「和洋女子大学院学則」【資料 17】および「大学院教授会規程」等に基づいて適切に運営されている。

なお、大学院の充実と運営の効率化を図るため、大学院運営に関する重要な事項について審議を行うと共に必要な連絡調整を目的とした、学長諮問会議である教職協働の大学院評議会を設置している。

## **(2) 管理運営組織**

### **1) 大学院評議会【資料 18】**

大学院評議会は、大学院の充実と運営の効率化を図るため、大学院運営等に関する重要な以下の事項について、審議を行うとともに、必要な連絡調整を行うことを目的とする。

- ①大学院の将来構想及び中期計画・目標の企画立案に関する事項
- ②教員人事に関する事項（採用に伴う手続きは別に定める）
- ③広報戦略に関する事項
- ④自己点検及び評価の企画・実施に関する事項
- ⑤FD（ファカルティ・ディベロップメント）に関する事項
- ⑥学長が必要と認めた事項

構成員は、学長、大学院長、副学長、研究科長、事務局長をもって構成する。なお、本会が必要と認めたときは、前項の規定に関わらず、その他の教職員の出席を求め、意見を聴取ができる。

### **2) 大学院教授会【資料 19】**

大学院教授会は、各研究科教授会に留まらず大学院全体での審議が必要と認められる事項についての審議を目的とする。このほかについては、研究科ごとに設けられた各教授会で審議する。看護大学院については「看護学研究科教授会（仮称）」を設置する。大学院教授会での主な審議事項は以下である。

- ①教育課程に関する事項
- ②入学、課程の修了及び単位認定に関する事項。このうち、入学者の選考等については、別に定める。
- ③学位論文及び学位授与に関する事項
- ④学則の変更及び規定の制定、変更に関する事項
- ⑤学生生活に関する事項
- ⑥学生の奨学金に関する事項
- ⑦学生の表彰に関する事項
- ⑧科目等履修生及び研究生に関する事項
- ⑨海外を含む他大学との協定に関する事項
- ⑩中等教育機関及び地域社会との交流・連携に関する事項
- ⑪研究条件・研究環境に関する事項

⑫大学院担当教員の資格審査に関する事項

⑬学長又は研究科長の諮問した事項

⑭大学院の将来計画に関する事項

⑮その他大学院に関する事項

### 3) 学務組織委員会(大学院・学部)【資料 20】

学務組織委員会としては、教務全般について審議する「教務委員会」、学生の課外活動・福利厚生等について審議する「学生委員会」、就職情報を共有するための「進路支援委員会」、図書・各種資料等について審議する「学術情報センター委員会」、入学試験・入試広報等について審議する「入試委員会」、国際交流センターの運営に関する審議を行う「国際交流委員会」、地域および他大学等との交流、並びに大学の開放・公開に関する事項について審議する「文化・地域交流委員会」、教員を目指す学生支援のための方針を審議する「教職教育支援センター委員会」を設置している。

### 4) 事務の遂行を行う事務組織体制および学生の厚生補導を行う組織【資料 20】

本学では、法人・大学事務局のもとに、経営管理部(総務課・財務管理課・中高事務室)、学術推進部(庶務課・研究支援課・学術情報センター事務室)、企画部(入試センター事務室・広報センター事務室・地域連携センター事務室)、学生支援部(教務課・教育支援課・IR室・学生課・進路支援センター事務室)を置き、学生および教職員への支援を行っている。

学生の厚生補導については、学生生活面においては、学生課がユニバーサルサポート推進室および学生相談室と連携して支援している。教学面については、教務課および教育支援課が担当している。キャリア教育および卒業後の進路支援は、進路支援センター事務室が、各学科教員および教職教育支援センターと連携して行っている。

## 1.3 自己点検・評価

### (1) 大学としての対応

#### 1) 本学の自己点検・評価等の経緯

本学の自己点検・評価の取り組みは、学則第1条の3にある「本大学の教育研究水準の向上を図り、本学の教育目的・社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検を行う」に基づき、1999(平成11)年より自己点検のために委員会を設けるとともに、別に定める「自己点検・企画委員会規程」において具体的な点検・評価を行い、その結果に基づいた将来計画の立案から始まった。

2007(平成19)年に受審した第1回認証評価では、大学の教育、研究、業務において、PDCAサイクル並びにSDCAサイクルを循環させるための学内体制の整備に重点を置いた取り組みを行ってきた。とりわけ、教育体制については、学部学科体制から教育組織と研究組織を分離した学群、学類制度の導入を図り、教育と研究の質の向上を目指した。

2014（平成 26）年度の第 2 回認証評価では、大学の自己点検機能を司る「自己点検・企画委員会」を中心に行ってきた教育と研究の学部学科ごとの「目標と計画」を軸として、内部質保証のための学内体制の整備に重点をおいた。【資料 21】

現在は毎年実施していた「授業評価アンケート」【資料 22】、「学生生活アンケート」【資料 23】を 2 年に 1 度実施し、卒業生へのアンケート等を通して、教育成果の可視化に取り組んできた。併せて、本学の財務情報については、毎年、学校法人和洋学園の資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録を公表し、在学生、保護者、企業、卒業生等のステークホルダーに対して、財政状況を平易に解説し、ホームページや学術情報センターに情報を公開する体制を整えてきた。

大学の課題は、入学定員の充足であり、第 3 回認証評価に向けて、抜本的な教育体制の見直しを行った。

## 2) 認証評価結果の指摘事項等に対する対応

2020（令和 2）年度の認証評価では、第 2 回認証評価において指摘された、学生確保に重点を置き、社会のニーズ、志願者のニーズに応じて教育体制の見直しを行った。その過程において、学生が学習成果を体感できるように学習成果の可視化に取り組み始めたところである。教育体制と内容の見直しは、本学の原点である女子教育の在り方の見直しにある。

2018（平成 30）年の内閣府の「男女共同参画白書」に示されたように本学への志願者が多かった 1980（昭和 55）年代に比べ、2000（平成 12）年以降はいわゆる専業主婦世帯と共働き世帯数の逆転が起こり、卒業後就業を継続する女性が急増している。こうした社会動向を踏まえ、女性のライフコースを尊重し、女性就労を支援するための教育に重点を置き、免許・資格の取得やキャリアデザイン教育を行った。

具体的には、学修成果に教員組織でコミットするために、それまでの教育組織と研究組織の分離する学群・学類 制度と研究室方式を修正し、従来の学部学科体制とした。更に女性の就業の場として需要があり、生活科学から出発した本学の教育と親和性の高い看護学部を設置した。併せて、ビジネスや観光のグローバル化を越えた「多様な文化の交流」に教育の焦点を当てた国際学部の設置を行った。

第 3 回認証評価においては、こうした教育体制の変更とその成果を精査し、課題となった入学者数の確保の改善、教育成果の可視化を重点に点検・評価に取り組むものである。

## 3) 認証評価以降の取組みおよび体制の改革

本学では教育の質を維持する体制として、長く「自己点検・企画委員会」を中心とし、多くの教育改革に取り組んできた。教育、研究、社会貢献の各領域において、学部、学科、教員個人において、毎年点検を行う仕組みを整えてきたのはその成果である。

一方、2017（平成 29）年度学校教育法の改正が行われ、大学においては学長のガバナンスが強化され、学長を中心とした教育の改革推進とその責任体制が明確となった。

本学では、こうした法の改正、中央教育審議会の答申を踏まえ、学校法人和洋学園と大学との一体的な評価体制の構築を目指した。その一つとして「自己点検・企画委員会」の機能を大学と大学院を統括する「大学評議会」、「大学院評議会」に集約し、両評議会の議長を務める学長が中心となって点検・評価を行う体制を整えた。

また、学校法人和洋学園のガバナンスは理事長を中心とする理事会によって運営されるが、学長、副学長、大学院長が理事会に加わることによって、大学と理事会のガバナンスとの整合性を図る体制を整えた。

こうした大学の教育・研究体制と自己点検評価機能について、学外の有識者から意見を聞くための「教学マネジメント評価委員会」を2018（平成30）年度より設置している。「教学マネジメント評価委員会」では、主に大学の教育の質保証についての第三者の意見を聞く場として機能している。

さらに、地域社会のニーズをくみ取り、本学教育の質の改善を図るために「和洋女子大学地域連携協議会」を設置している。この協議会は本学の所在する自治体や市民、地域産業界に委員を委嘱し、地域の課題を解決する視点で、本学の教育について、意見を集約する場として機能している。

第3回の認証評価においては、こうした自己点検体制が機能しているかの確認を目指す。

## （2）実施体制・実施方法・公表・活用

学長（議長）、副学長、学部長、部門長、図書館長、国際交流センター長、教職教育支援センター長、学術情報センター長、事務局長、事務局次長、事務局各部長を構成員とした大学評議会にて、自己点検・評価および評価の実施に関する事項を審議している。

大学・大学院評議会が定めた目標と計画（自己点検・評価）の項目に従って、その実施状況等を大学院・学部・学科関係部署が自ら点検し、目標達成度等について評価を行っている。その結果は、毎年度ホームページに公表すると共に、次の目標に反映させるなどして、教育水準の向上や適正な管理運営に活用している。外部委員を迎えた「教学マネジメント評価委員会」での意見を真摯に受け止め、大学運営に取り組むために年度末に「教学マネジメント評価報告書」【資料24】を作成しホームページに公表している。

## （3）評価項目

- 1) 人材の養成に関する目標と計画
- 2) 入学者受け入れの方針と定員の確保
- 3) 学生定員（総収容定員）の確保
- 4) 組織の効果的運営
- 5) 学士（修士・博士）課程教育
- 6) 研究の活性化と外部資金の導入

- 7) 社会人教育体制の構築
- 8) 国際交流の推進
- 9) 社会・地域連携の推進
- 10) 教員自身の資質の向上
- 11) 図書館・学術情報サービスの活性化

## 1 4 情報の公表

### (1) 実施方法

本学は、公的な教育機関として社会に対する責任説明を果たすと共に、教育研究等の向上が図られるために、教育研究活動に関する情報を社会に積極的に公表している。本学園並びに本学に関する情報については、和洋女子大学のホームページをはじめ、大学案内等の各種印刷物、パンフレット、冊子、各種メディア、大学ポートレート（日本私立学校共済事業団）を通じて学生や保護者のみならず広く社会に公表している。大学ホームページで公表している情報およびホームページアドレスは、以下のとおりである。

### (2) 情報提供項目等

- 1) 建学の精神及び教育理念に関すること
- 2) 大学の教育研究上の目的（学部・学科の目的）
- 3) 教育研究上の基本組織（学部・学科組織）に関すること
- 4) 教員組織に関すること
- 5) 入学者に関する受け入れ方針（アドミッションポリシー）に関すること
- 6) 教育課程編成・実施方針（カリキュラムポリシー）に関すること
- 7) 学位授与の方針（ディプロマポリシー）に関すること
- 8) 授業科目、授業の方法・計画に関すること
- 9) その他、財務、学則、目標と計画＜自己点検結果＞など
- 10) 提供方法等

インターネットを通じた情報公開の重要性は毎年高くなってきており、ホームページの更なる内容の充実を図る。本院設置後も、「情報開示」に対する社会的責務を全うするため、今後も工夫・検討を行い、広く情報の公表を行っていく。

和洋女子大学ホームページアドレス

<http://www.wayo.ac.jp/>

和洋女子大学情報公表アドレス

<http://www.wayo.ac.jp/guide/disclosure/tabid/216/Default.aspx>

## 1 5 教育内容等の改善のための組織的な研修等

#### **(1) FD(主として教員対象)の実施【資料 25】**

本学では、教育の質的向上および教育内容の充実等について、継続的な改革、改善に努めている。そこで、大学評議会が、FDに関する事項を担当し、年間のFD研修会を企画・運営して全専任教員を対象に実施している。なお、平成28年4月からは、「研修センター」【資料 26】と共同で実施している。

#### **(2) 教員および学生による授業評価アンケートの実施**

教員による「教員実践点検シート」による自己評価などを通して授業内容等の改善を図り、学生の授業評価アンケートについては年2回実施しており、その結果は、専任、非常勤含めて全教員へフィードバックしており、今後の教育内容の充実に役立てている。平成28年度からは、教員の評価結果を給与に反映している。

#### **(3) アクティブ・ラーニングおよび遠隔授業の導入と促進等**

従来から学生の主体的な学びを促進するためのアクティブ・ラーニングの導入および促進を行って来たが、新型コロナウイルス感染症を受け、リモートアクセスによる遠隔授業の取り入れの促進を行っている。取りわけ大学院の開設と同時に、遠隔双方向授業体制を充実させる。

#### **(4) SD(主として事務、技術職員対象)の実施【資料 27】**

SDへの取り組みとしては、教職共同（教育職員・事務職員）の重要性に鑑み、平成23年度より、組織的にSD研修などに取り組み現在に至っている。

当該研修制度は、教職員の資質および能力の底上げにより、高度な専門性を有し、企画・立案等ができる、教学だけでなく私学経営を担う教職員の養成を目指している。

そこで、教職員研修体系に則り、階層別を実施しており、各課題や必要とする能力に基づいた研修を行なっている。また、平成28年度からは「研修センター」を設置して、更に充実を図っている。